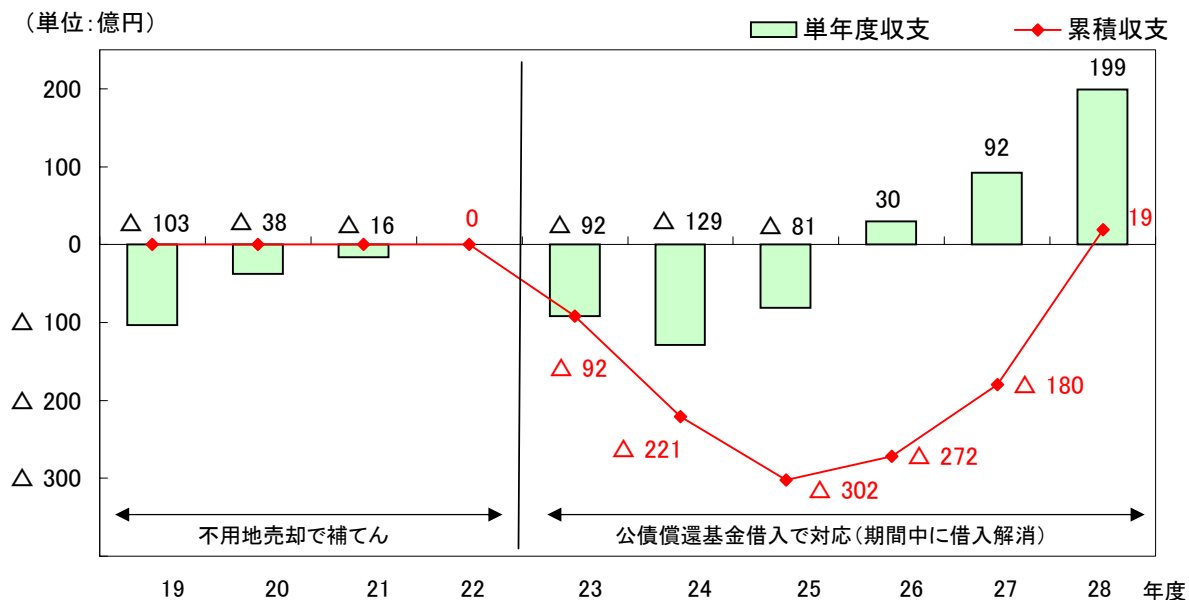


中期的な財政収支概算【概略版】

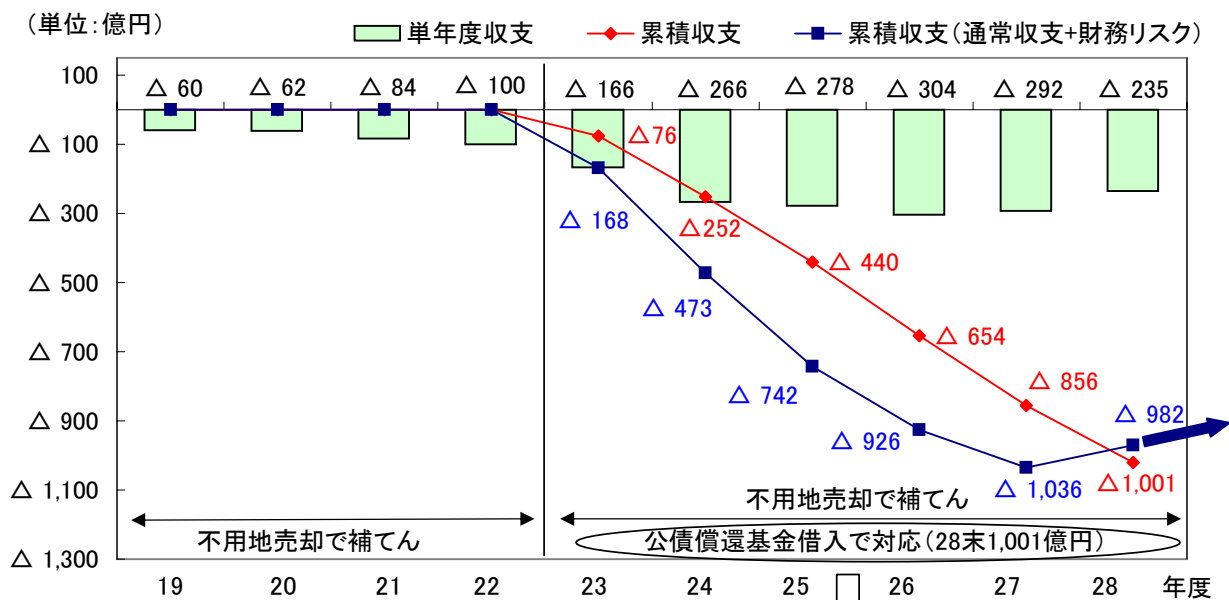
- ・平成22年度までの現行マニフェスト達成が前提
(経常経費900億円、起債発行額714億円の削減などを見込んでいる。)

◎通常収支

注) 単年度収支は不用地売却代補てん前の数値、累積収支は不用地売却代補てん後、公債償還基金借入れ前の数値である



◎財務リスク(安倍野・此花臨海)



◆その他の財務リスク

- ・WTC、ATC
- ・土地信託
- ・道路公社

規律ある財政運営を行うため

- ・起債許可団体には転落しない
- ・格付けを落とさない
- ・借入金は公債費に充当

上記、3つの原則を踏まえ、返済計画を作成の上
公債償還基金からの借入を実施

10年間の収支の作成趣旨

本格的な人口減少・少子高齢社会の到来を踏まえ、現時点でほぼ確定している財務リスクへの対応も視野に、当面10年間の財政収支を試算

収支の概要

マニフェスト期間中(平成19～22年度)

- ・平成22年度までは改革を着実に実行することにより

資金不足が発生しない

通常収支(平成23～28年度)

- ・蓄積基金の枯渇、高齢社会の進展に伴う扶助費の増加、公債費が2,400億円程度で推移
- ・平成25年度まで毎年100億円程度の資金不足
- ・平成26年度以降は公債費の減少により黒字に転換

平成28年度までの間に累積での資金不足は生じない

財務リスクにかかる収支(平成23～28年度)

- ・阿倍野再開発事業の公債償還財源の不足が平成23年度以降本格化
毎年100～200億円程度の不足

平成23～28年度の6年間で1,000億円程度の資金不足が見込まれる

全体の収支

- ・通常収支の公債費が低下
- ・一定の税収の増加

平成28年度には単年度収支で黒字化

◎収支不足の対応策等について

- ・通常収支においては公債費のピークを平準化する観点から、
- ・財務リスクについては公債費償還財源の不足に一時的に対応する観点から、

公債償還基金の借入れも視野に検討

- ・規律ある財政運営を行い、資金調達コストの増加を招かないため、

- ①起債許可団体に転落しない
- ②格付けを落とさない
- ③借入金は公債費に充当

公債償還基金からの借入れにあたっては、左記、3原則を踏まえ、返済計画を作成の上実施

- ・財政健全化法の対象団体とならないよう借入金の圧縮・返済を実施していくためには、

- ・高コスト体質の改善
- ・交通・市民病院の経営形態の見直し
- ・国民健康保険事業の広域化
- ・生活保護制度の抜本的改正
- ・府市連携による効率的な行政運営 など

制度改正も含めた抜本的な改革に継続して取り組む必要

市債残高見込み

【目標の設定】 平成28年度には市債残高を市税の3倍を下回る水準にまで抑制

将来の公債費の圧縮・借入れの返済に努める

財政収支概算の主な前提条件

【歳 入】

・法人市民税

23年度まで、「名目経済成長率」（19年1月財務省試算）を基に反映

名目経済成長率	19年度	20年度	21年度	22年度
	2.20%	2.50%	2.90%	3.20%

（具体的な積算：「名目経済成長率×弾性値1.1」の影響を翌年度に反映）

・個人市民税

20年度

納税義務者は労働力人口の減少により▲1%減

所得は雇用者報酬の伸び（政府経済見通し）を基に2.6%増

21年度以降 ⇒ 横ばい

労働力人口の減少と、経済成長に伴う個人所得の増とが相殺

（注）27年度までの10年間で労働力人口は▲6.3%減少（大阪市総合計画）

・固定資産税・都市計画税

19年地価公示の動向が今後も同様続くものとして、21年度の土地評価替えを反映

・起 債

22年度までマニフェストの削減目標額を反映

27年度に、さらに▲100億円の圧縮（全起債新規発行額800億円⇒700億円）

・未収金

現在取り組んでいる対策を踏まえ、決算よりも高い収納率で反映

・不用地売却代

未利用地活用方針に基づく処分検討用地の売却

22年度まで 年100億円

23年度以降 年 90億円

} 一般会計総額で約1,000億円

優先的に財務リスクにかかるものに充当し、残りを通常収支に充当

⇒ ただし、23年度以降は全て財務リスクに充当

【歳 出】

・人件費・経常的施策経費及び管理費・公共事業等

22年度までマニフェストの削減目標額を反映

23年度以降横ばい

・扶助費・特別会計繰出金等

生活保護費などの高齢社会の進展に影響を受けるもの ⇒ 対象数の伸びなど反映

・公債費

最近の金利動向を勘案し、利率を10年債2.5%、5年債1.8%

※公債償還基金からの借入れとは

起債（10年債を事例）については、基本的には10年後に一括償還する仕組みになっているが、それを平準化するために総務省の指導により毎年一定額を償還準備資金として基金に積み立てることになっている。

公債償還基金からの借入れとは、この一括償還するまでの間に生じる償還準備資金の滞留分から一時的に借り入れることである。